

奈良橋塗装

今回ご紹介するのは、様々な建物の外壁や内装等の塗装をしている奈良橋塗装の奈良橋悟さんです。

平成23年に同じ塗装業のお父様より独立し開業され、青梅市近隣から都内まで広範囲に渡って活動されています。誠実で明るいお人柄の奈良橋さんは、お客様に信頼されるよう事前に細やかな説明と確認を行い、作業後も是正処置のないよう責任あるお仕事を心がけていらっしゃるそうです。外仕事が多いため、天候に左右されて思うように作業が進まなかったり、車での移動は時間が読めなかったりといろいろとご苦労もあるそうですが、丁寧な作業はお客様や同業者にとっても信頼されているそうです。「今後は、より大きな仕事に携われるよう従業員を増やし、お客様はもちろん、一人でも多くの方を明るくしていければ嬉しいです!」と、キラキラとした笑顔で語られておりました。

作業工程の様子



赤錆だらけの屋根の赤錆除去を行った後、錆止め、塗装を行い作業完了となります。悪天候の際は作業がストップしてしまう為、作業は迅速丁寧を心がけています。



お父様とのツーショット(左:お父様 右:奈良橋さん)

奈良橋さんから一言
「見積もりは無料です。是非お気軽にお電話にてご相談ください。」

奈良橋塗装
営業時間：不定休
電話：090-8031-9329
メール：jinricky-3106@outlook.jp

行ってきました! 日帰りバス旅行



9月12日、13日に「日本一の吊り橋『三島スカイウォーク』、高級マスクメロン狩り、沼津海鮮料理の旅」を開催いたしました。両日とも天候に恵まれ、スカイウォークからは富士山を眺めることができました。メロン狩りは、あいにくの猛暑によりメロンが生育不良とのこと、狩ることはできませんでしたが、美味しい試食とマスクメロンのお土産を頂きました。沼津の海鮮料理は、金目鯛の姿煮やお刺身など、海の幸尽くして、多くの方に喜んで頂きました。ご参加くださった皆様、ありがとうございました!

口座振替のご案内

内容	振替金額	口座振替日
青色共済	加入者一人につき 6,000円 (R5年11月~R6年4月分)	10月6日(金)
会費	9,000円 (R5年10月~R6年3月分)	11月6日(月)

※再振替はありませんので前日までに残高の確認をお願い致します

休館日

10月14日(土)、28日(土)
11月4日(土)、11日(土)
11月25日(土)
10月6日(金)は午後休館
および土曜日の午後、日曜日・祝日
☆臨時休館の場合はHPにてご案内致します。

(一社) 青梅青色申告会

〒198-0031 青梅市師岡町 4-7-25
TEL: 0428-23-0108 FAX: 0428-22-4788
受付時間：平日 9:00 ~ 17:00
土曜 9:00 ~ 12:00
休館：第2、第4土曜、日曜祝日
(臨時休館の場合HPにて掲示致します)



ご予約はお早めに! ワクチンがなくなり次第終了。 インフルエンザ予防接種

接種料(18歳以上) **3,900円** (税込)
予約開始：受付中
受診期間：10月2日~1月末(ワクチンが無くなり次第終了)
受診時間：月~土 11:00、11:30
月、水、木、金 13:30
受診機関：新町クリニック健康管理センター
(青梅市新町3-53-5)
予約方法：新町クリニックにお電話で(0428-31-5312)お申込みください。
青梅青色申告会会員であることを必ずお伝えください。

無料相談のお知らせ

税理士

「法人成り」、「相続」、「譲渡」など、会員の皆様の事業や生活において生じた税務問題をご相談いただけます。

【実施日】 10月11日(水)、11月8日(水)、12月13日(水)
【会場】 青梅青色申告会館3階 会議室
【時間】 各回とも 10~12時/13~16時 (お1人1件1時間)

弁護士

「売掛金の回収」、「取引先とのトラブル」、「相続」など、法律問題を当会の顧問弁護士にご相談いただけます。

【実施日】 随時受付、ご希望をもとに調整させていただきます
※毎月5名まで、お一人1時間
【会場】 田中法律事務所(青梅市東青梅5-16-19) など

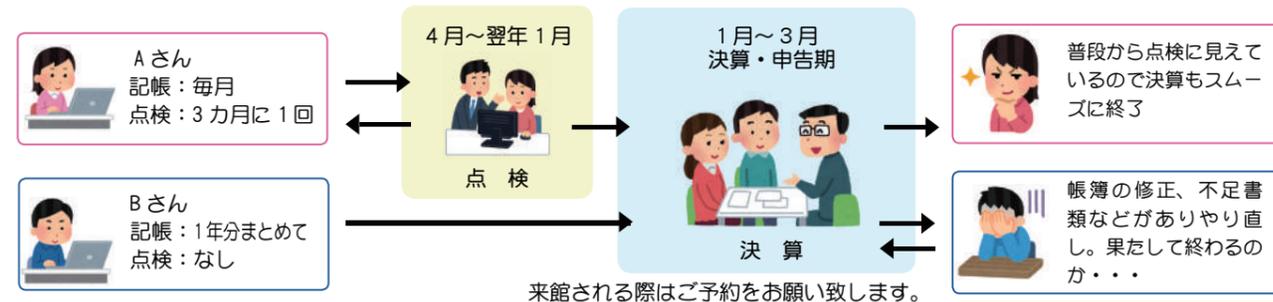
(一社) 青梅青色申告会
あおいろ だより
VOL. 185 - 令和5年10月号 -

今年もあと3ヵ月! みなさん記帳は進んでいますか?

皆様、記帳の状況はいかがでしょうか? 青梅青色申告会では11月1日~12月15日を「特別記帳点検月間」として、決算・申告期に向けた記帳内容の点検を重点的におこなってまいります。多くの会員の皆様が来館される**決算・申告期(1/25~3/31)**に入りますと、**決算等作成サポートに専念させていただくため、原則的に記帳内容の確認はおこなえません。**

より正確でスムーズな決算をおこなうためには、事前の記帳点検が必要です。早めに記帳点検を受けておけば税金への対策ができる場合もあります。慌てず安心して決算申告期を迎えましょう!

定期的な点検、早めの準備でスムーズな申告を!



R5年分の確定申告に向けて

医療費控除 領収書は捨てないで!

医療費控除は、ご自身や一緒に住んでいる家族のために支払った医療費が、1年間で一定金額を超えるときに所得控除を受けることができる制度です。

確定申告の際は、「医療費控除の明細書」を作成し、申告書に添付します。領収書の添付は必要ありませんが、5年間保管が必要です。「家族の分もいいの?」「領収書捨てちゃった」という方が多くいらっしゃいます。領収書は捨てないよう必ず保管してください。

控除証明書の保管をお願いします

10月頃から国民年金やご加入の生命保険などの控除証明書が随時郵送されて来ます。決算時に必ず必要になりますので大切に保管してください。控除証明書等は紛失すると再発行となりますのでご注意ください。

- ・国民年金保険料・生命保険・地震保険料
- ・小規模企業共済 など

秋の入会勧奨月間

お近くにいらっしゃいましたらご紹介ください

帳簿つけにお困りの方

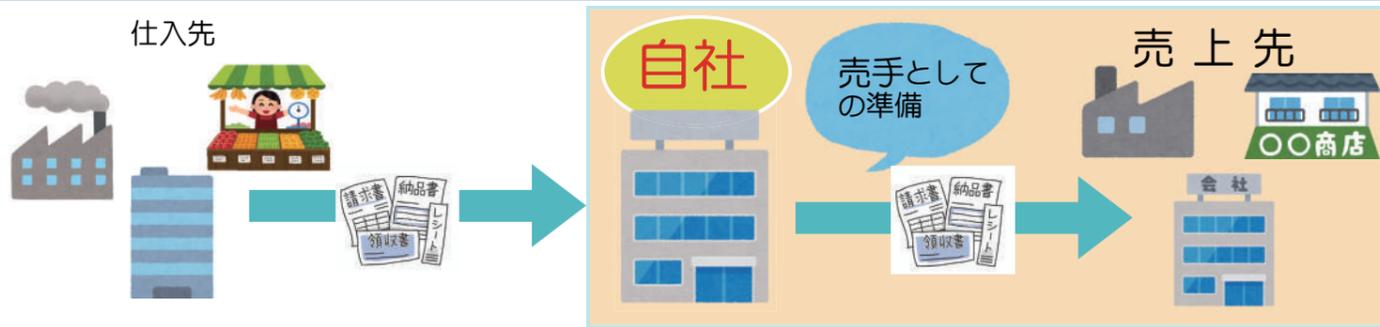
開業された方

賃貸不動産をお持ちの方

会計ソフトを使いたい方

紹介していただいた方に
QUOカードプレゼント!

入会希望の方から事務局にお電話いただけましたらご説明させていただきます



☆ インボイス 売手としての準備チェックシート ☆

- ☑ 取引ごとにどのような書類を交付しているか確認しましょう
 - 雑収入等も含め、売上先が事業者である取引についてインボイスの交付が求められる取引かどうか併せて確認しましょう。
 - インボイスは、請求書、領収書など名称は問いません。また、電子データでの提供や、手書きでの交付も可能です。
 - 都度「納付書」の交付か、月締め「請求書」の交付か、レシート・手書き領収書の交付があるかなど確認しましょう。
- ☑ 交付している書類等につきどう見直せばインボイスとなるか検討しましょう
 - インボイスは、登録番号、適用税率、消費税額等の記載が必要となります。
 - 消費税額に1円未満の端数が生じた場合「1つのインボイス当たり税率ごとに1回」端数処理を行うこととなります。
 - 相互に関連する複数の書類で記載事項を満たすことも可能です。
 - 売上先が作成する「仕入明細書」「支払通知書」などにより支払いを受けている場合、売上先は、これらの書類により仕入税額控除を適用することもできます。この場合、貴社は売上先にあらためてインボイスの交付は不要です。
 - 何をインボイスにするか、どう交付するか、システム改修等も含めて考えましょう。
- ☑ 売上先に登録を受けた旨やインボイスの交付方法等を共有しましょう
 - 登録を受けた旨や何をインボイスとするか、交付方法等について、貴社と売上先で認識を共有することが円滑な準備にとって重要です。貴社も準備を行っていると伝えれば、継続的な取引関係のある売上先の安心につながるとも考えられます。
- ☑ インボイスの写しの保存方法や売上税額の計算方法を検討しましょう
 - 写しの保存は、コピーに限られません。電子データや一覧形式、ジャーナル、複写式の控えなども認められます。
 - 売上税額の計算方法は、割戻計算と積上計算があります。(売上税額を積上計算すると仕入税額も積上計算が必要です。)
- ☑ 必要に応じて価格の見直しも検討しましょう
 - それまで免税事業者だった方は、商品やサービスの価格について消費税を加味して見直しましょう。

インボイスの記載事項と記載例

- ① 適格請求書発行事業者の氏名又は名称及び登録番号
- ② 取引年月日
- ③ 取引の内容（軽減税率の対象品目である旨）
- ④ 税率ごとに区分して合計した対価の額（税抜きまたは税込み）及び適用税率
- ⑤ 税率ごとに区分した消費税額等
- ⑥ 書類の交付を受ける事業者の氏名又は名称

【登録番号】…「T」+ 数字（13桁）

⑥ 株式会社〇〇御中 請求書 令和5年10月分

日付	品名	金額
② 6/1	小麦粉 ※③	30,000円
6/2	袋	5,000円
...
※軽減税率対象		
合計 120,000円 うち消費税 11,200円		
④ (8%対象 40,000円 ⑤消費税 3,200円)		
(10%対象 80,000円 消費税 8,000円)		

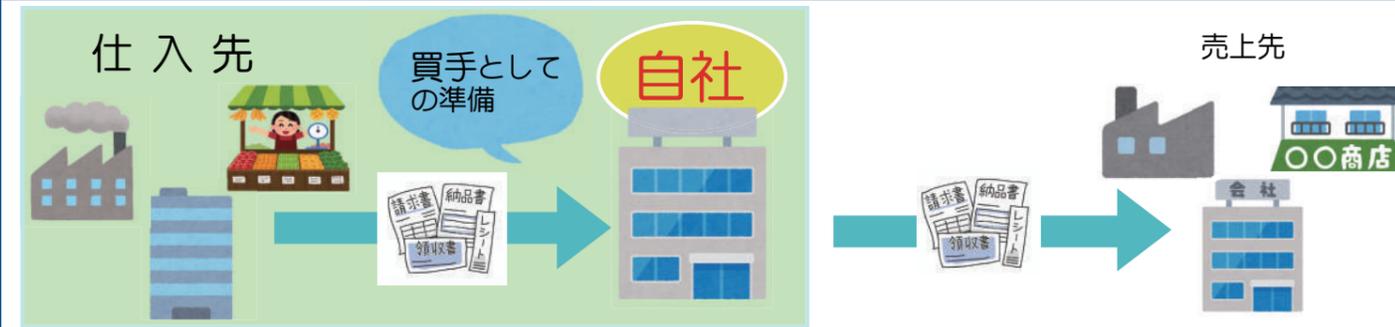
① 青色太郎 登録番号 T0123・・・

インボイス登録通知が届かない・・・

◇令和5年9月30日までに登録申請書を出したにも関わらず、登録通知が令和5年10月1日までに届かない場合であっても、令和5年10月1日にさかのぼって登録を受けたものとみなされます。

【令和5年10月1日を迎えても登録通知が届かない場合の売り手側の対応例】

- ① 事前にインボイスの交付が遅れる旨を取引先に伝え、通知後にインボイスを交付する
- ② 通知を受けるまでは登録番号のない請求書を交付し、通知後に改めてインボイスを交付しなおす
- ③ 通知後にすでに交付した請求書等との関連性を明らかにした上で、インボイスに不足する登録番号を書類やメール等で知らせる



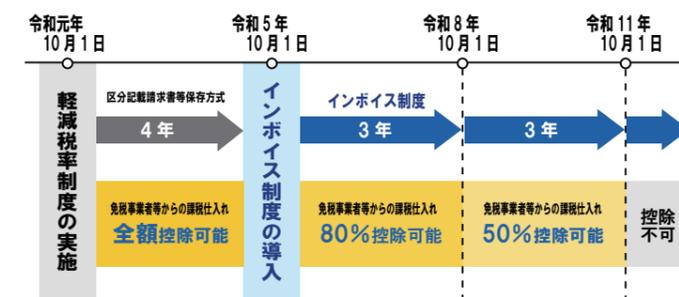
☆ インボイス 買手としての準備チェックシート ☆

- ☑ 2割特例や簡易課税制度を適用するかを確認しましょう
 - 2割特例や簡易課税制度を適用する場合、仕入税額控除のためにインボイスの保存は不要です。(よって以下の項目は検討不要。)
- ☑ 自社の仕入れ・経費についてインボイスが必要な取引か検討しましょう
 - 継続的でないような一度きりの取引、少額な取引についても原則としてインボイスの保存が仕入税額控除の要件となります。
 - 3万円未満の公共交通機関や従業員に支払う日当や出張旅費、通勤手当などインボイスの保存が不要となる特例もあります。
 - 一定規模以下の事業者は、1万円未満の取引について帳簿のみの保存で仕入税額控除が受けられるため、インボイスの保存が不要です。(ただし、経過措置終了後である令和11年10月1日以降の取引は、インボイスが必要となります。)
- ☑ 継続的な取引については、仕入先から受け取る請求書等が記載事項を満たしているか確認し、必要に応じて仕入先とも相談しましょう
 - 仕入先がインボイス発行事業者の登録を受けるかどうか事前に確認しましょう。
 - 何がインボイスとなるかについて、仕入先との間で認識を統一しておくことが重要です。
 - 必要に応じて価格の見直し等を相談しましょう。また、価格の見直しなどの相談を受けることもあります。
- ☑ 受け取った請求書等をどのように保存・管理するか検討しましょう
 - 請求書を、登録番号のありなしで管理できるようにすることが重要です。
 - 免税事業者から課税仕入れに係る経過措置（80%・50%控除）の適用を受けるには、区分記載請求書の保存が必要です。
 - 電子帳簿保存法のスキャナ・スマホ保存も検討しましょう。
- ☑ 帳簿への記載方法や仕入税額の計算方法を検討しましょう
 - インボイス制度の開始後も帳簿の記載事項は変わりません。
 - インボイス保存不要の特例や免税業者からの課税仕入れに係る経過措置の適用を受ける場合、その旨の記載が必要です。
 - 仕入税額の計算方法は、積上計算と割戻計算があります。(仕入税額を積上計算すると仕入税額も積上計算が必要です。)

(国税庁 HP「インボイス制度への事前準備の基本項目チェックシート」を引用)

免税事業者等からの課税仕入れに係る経過措置

インボイス制度導入後は、免税事業者や消費者など、適格請求書発行事業者以外の者から行った課税仕入れは、原則として仕入税額控除の適用を受けることはできません。ただし、制度開始から6年間は、仕入税額相当額の一定割合を仕入税額として控除できる経過措置が設けられています。この場合には、区分記載請求書等保存方式の適用期間において要件とされていた「法定事項が記載された帳簿及び請求書等の保存」が必要となります。また、「80%控除対象」など、適用を受ける旨を記載した帳簿の保存も必要です。



インボイス制度開始後6年間は経過措置がある

インボイス制度に関するお問合せ先【国税庁】

インボイス制度に関する一般的なご相談は、専用ダイヤルで受け付けております。
 【専用ダイヤル】0120-205-553(無料)
 【受付時間】9:00～17:00(土日祝除く)
 詳しくお知りになりたい方は、国税庁ホームページの「インボイス制度特設サイト」をご覧ください。

